

基本理念等（案）

策定時（平成15年度）

基本理念

県民一人ひとりが人間として尊重され、
安心していきいきと暮らせる社会の創造

(3つの社会づくり)

(1) 一人ひとりがかけがえのない
存在として尊重される差別のない社会

(2) 一人ひとりの能力が十分に発揮
できる機会が保障されている社会

(3) 一人ひとりの個性を尊重し
多様な文化や価値観を認め合って共に
暮らせる社会

現指針（平成26年度）

基本理念

すべての県民の人権が尊重される元気な
千葉県を目指して

(3つの社会づくり)

(1) 一人ひとりがかけがえのない
存在としてお互いに尊重し合う
差別のない社会

(2) 一人ひとりの能力が十分に
発揮できる機会が保障され、
活力のある社会

(3) 一人ひとりの個性を尊重し、
多様な文化や価値観を認め合い、
お互いにつながり支え合いながら
共に暮らせる社会

改定指針（案）

基本理念

すべての県民の人権が尊重される千葉県
の実現をめざして

(3つの社会づくり)

(1) 誰もがかけがえのない存在と
して人権を侵害されることがない、
差別や偏見のない社会

(2) 誰もが人権を保障され、個性
や能力を十分に発揮できる活力の
ある社会

(3) お互いの人権を尊重し、
多様な文化や価値観を認め合い、
共生できる社会

千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例

前文（抜粋）

○私たちの社会は、年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など様々な違いがある人々で構成されている。

○全ての人々が、多様性を尊重することの重要性を理解し、互いに認め合い、連携し、協力することが、相互作用と相乗効果を生み出し、社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下に、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく必要がある。

基本理念（第2条）

多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成は、人々が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下に、次の各号に掲げる社会の実現を目指して行われることを基本理念とする。

- 一 年齢にかかわらず、誰もが、希望や意欲に応じて、就業、学び、地域における活動その他の様々な活動を行い、生涯にわたって、生きがいを持って活躍している社会
- 二 男女のいずれもが、性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍している社会
- 三 障害のある人もない人も、誰もが、互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らし、個性と能力を発揮して活躍している社会
- 四 国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認その他の様々な違いにかかわらず、全ての県民及び事業者がこれを理解し、尊重し合うことで、誰もがその人らしく活躍している社会

※指針策定に当たっては、令和6年1月に施行された条例の趣旨を踏まえる